

# 令和7年度学校いじめ防止基本方針（Ver. 11）

盛岡市立仙北中学校

## I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

### 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめ問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめ問題の解決には、いじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は三大文化の一つであるJRC精神にのっとり、「健康と生命を大切にする生活。人のため、社会のためにつくす奉仕活動。広く世界の青少年を知り、仲良く助け合う親善活動。」を実践することにより、いじめが発生しにくい環境を築くとともに、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

なお、いじめはどの生徒にも起こりうることであり、という認識を教師が持つことが重要で、また生徒の生命を守ることに直接的につながるという認識・危機管理が必要である。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍している学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号 第2条による）】

### 3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きなかわりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会、行政など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

## II いじめの未然防止のための取組

### 1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が生徒の居場所となるように配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。

- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、生きて働く知識・技能、未知の状況で活用できる思考力・判断力・表現力等及び学びを人生や社会に生かす学びに向かう力・人間性等の三つの資質能力を育成する。また、その際、生徒への要求度を高め、生徒の学びの伸びを促進する授業実践に努める。
- (4) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実を努めるとともに、年2回「いじめ防止について学級討議し、いじめ防止に向けた学級スローガンを決定し達成できるよう実践に取り組む。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。(いじめ防止対策スローガンの掲示)

## 2 生徒に培う力とその取組

- (1) 自他ともにかげがいのない命を与えられ、生きていることを理解し、未来に希望を持ち生き抜く意思と他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどうかかわったらいいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を超えて合意形成する言語能力の育成を図る。
- (4) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を超えて合意形成する言語能力の育成を図る。
- (5) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して、生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

## 3 いじめの防止等の対策のための組織

- (1) 本校は、いじめの防止等を実行的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。  
また、いじめ解決のために調査・指導等の取組を中心的に担う「いじめ対応チーム」を組織する。

### 【いじめ対策委員会：構成員】

校長、副校長、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、  
スクールカウンセラー、PTA代表

### 【いじめ対応チーム：構成員】

校長、副校長、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、その他必要な職員

- (2) 取組内容

- ①いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成（道徳教育の全体計画への位置づけ）
- ②いじめにかかわる研修会の企画立案
- ③未然防止、早期発見、早期解決の取組
- ④アンケート及び教育相談の実施と結果報告
- ⑤いじめ防止にかかわる生徒の主体的な活動の推進

- (3) 開催時期

「いじめ対策委員会」は年1回、その他必要に応じて開催する。「いじめ対応チーム」は、毎月定例会を運営委員会及び生徒支援連絡会議に併せて開催する。また、いじめ事案の発生時は「いじめ対応チーム」を緊急に組織し、事態の収束まで随時開催する。

#### 4 生徒の主体的な取組

- (1) 生徒会による「いじめをしない・させない・許さない」宣言による取組
- (2) 「いじめ防止対策」学級スローガンの作成
- (3) 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事や取組
- (4) いじめ問題にかかわる討論会の実施
- (5) 人権啓発・いじめ撲滅等各種イベントへの参加

#### 5 家庭・地域との連携

学校いじめ防止基本方針について保護者及び学区への周知に努める。

- (1) P T A等の各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (2) いじめ防止等の取組について、学級・学年通信等を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (3) 授業参観（年3回）において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。  
（4月：学級担任・道徳、9月：終日参観、2月：特別活動（学活・学年行事等）
- (4) 保護者を対象とした「いじめアンケート調査」を実施する。

#### 6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

いじめの問題にかかわる校内研修会（年1回）

いじめの問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断

### Ⅲ いじめの早期発見のための取組

#### 1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の生徒観察については、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の表情や行動の変化にも配慮する。（学級担任は「学習と生活の記録」等も活用する。）
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に目を配るように努める。
- (4) 遊びやふざけのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換しながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

#### 2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。【実施から〇年間保管】

生徒を対象としたアンケート調査	年2回(6月、11月)
保護者を対象としたアンケート調査	年2回(6月、11月)
教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査	年2回(7月、12月)
月はじめの生活アンケート調査	月1回(5月～3月)

### 3 相談窓口の紹介

いじめられている生徒が、教職員や保護者と相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- 日常のいじめ相談(生徒及び保護者)・・・・・・・・全職員が対応
- スクールカウンセラーの活用・・・・・・・・養護教諭・教育相談
- 地域からのいじめ相談窓口・・・・・・・・副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・学校又は盛岡東警察署
- ※盛岡市設置の相談窓口・・・・・・・・盛岡市教育相談室
- ※24時間いじめ相談電話(県教委)・・・・・・・・019-623-7830(24時間対応)

## IV いじめの問題に対する早期対応

### 1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに「いじめ対応チーム」を組織して対応する。
- (2) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導に当たる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 解決した事案については、最低3か月間は生徒及び保護者の訴えがなくなるまで、組織的な見守りと指導を継続して行う。
- (5) 全教職員の共通理解の下、保護者の理解と協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

### 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめを止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対応チーム」を組織し、校長以下すべての教職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、学校が責任を負う生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。なお、SNS関連の場合、基本的に保護者が責任を負うものであり、学校は事案対応に協力するものとする。
- (4) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取り、一定期間、いじめた生徒、いじめられた生徒のいずれかを別室等で学習させる等の環境を整える。
- (7) いじめを受けた生徒の心を癒すために、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。

- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第 26 条の規定に基づき、適切に、生徒に懲戒を加える。

### 3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようとする態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で指導・支援する。

### 4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、盛岡市教育委員会及び盛岡東警察署と連携して対処する。

### 5 インターネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対応チーム」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、盛岡市教育委員会と連携し、盛岡東警察署の協力を得て、プロバイダなどに情報の削除を求める。その際、案件によっては保護者が行動することを基本とする。
- (2) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに盛岡東警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

## V 重大事態への対処

### 1 重大事態とは

- (1) いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- (2) いじめにより本校に在籍する生徒が 30 日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### 2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに盛岡市教育委員会に報告する。
- (2) 生徒からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものととして対処する。

### 3 重大事態の調査（■学校が調査の主体となる場合）

盛岡市教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会及びいじめ対応チーム」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。

- (3) 被害生徒及び保護者等に対する調査方針等の説明を行う。
- (4) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (5) 調査結果を盛岡市教育委員会に報告する。
- (6) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。(関係者の個人情報に配慮する)
- (7) いじめを受けた生徒及びその保護者の意向に配慮した上で、必要に応じて適時・適切に関係者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (8) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■学校以外が調査の主体となる場合

盛岡市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

## VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取り組みを評価する。

- 1 いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- 2 いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

## VII その他

### 1 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

また、諸会議を効率的に進め、教員不在状態での生徒の放課後活動は行わないことを原則とする。

### 2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受けとめることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。